

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

1 区分	2 交付基準単価	3 単位	4 事業主体	5 補助率			6 対象経費				
				国	都道府県又は市町村(事業主体)	事業者					
既存の高齢者施設等のスプリンクラー設備等整備事業											
スプリンクラー設備（広域型施設等）											
1,000m ² 未満の場合(介護医療院は3,000m ² 未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1m ² あたり	都道府県	10/10	-	-	防災・減災等事業整備計画に基づく事業の施設の整備（施設の整備と一体的に整備されるものであって、地方厚生（支）局長が必要と認めた整備を含む。）に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（工事施工のため直接必要な事務に要する費用であって、旅費、消耗品費、通信運搬費、印刷製本費及び設計監督料等をいい、その額は、工事費又は工事請負費の2.6%に相当する額を限度額とする。）				
1,000m ² 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合(介護医療院は3,000m ² 未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／ 1m ² と2,440千円の範囲内で 厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	都道府県	10/10	-	-	ただし、別の負担（補助）金等において別途補助対象とする費用を除き、工事費又は工事請負費には、これと同等と認められる委託費、分担金及び適当と認められる購入費等を含む。				
300m ² 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	10/10	-	-					
500m ² 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		都道府県	10/10	-	-					
(広域型施設等)											
ア 軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）											
イ 有料老人ホーム											
ウ 宿泊を伴う高齢者施設等のうち、都道府県知事が特に必要と認めた施設											
エ 介護医療院（※1）											
※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。											
スプリンクラー設備（地域密着型サービスを行う事業所・小規模施設等）											
1,000m ² 未満の場合(介護医療院は3,000m ² 未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	対象施設ごと 1m ² あたり	市町村	10/10	-	-					
1,000m ² 未満の場合であって、消火ポンプユニット等を設置する場合(介護医療院は3,000m ² 未満)	9,710円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額／ 1m ² と2,440千円の範囲内で 厚生労働大臣が認めた額との合計額	対象施設ごと	市町村	10/10	-	-					
300m ² 未満の場合であって、自動火災報知設備を整備する場合	1,080千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-					
500m ² 未満の場合であって、消防機関へ通報する火災報知設備を整備する場合	325千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額		市町村	10/10	-	-					
(地域密着型施設等)											
ア 小規模ケアハウス											
イ 都市型軽費老人ホーム											
ウ 小規模有料老人ホーム											
エ 小規模多機能型居宅介護事業所											
オ 看護小規模多機能型居宅介護事業所											
カ 生活支援ハウス等（※2）											
キ 介護医療院（※1）											
※1 令和6年度までの経過措置とする。なお、自動火災報知設備の整備及び、消防機関へ通報する火災報知設備の整備は補助対象外。											
※2 生活支援ハウスのほか、宿泊を伴う高齢者施設等のうち、市町村長が特に必要と認めた施設を含む。											
認知症高齢者グループホーム等防災改修等支援事業											
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設)											
・地域密着型特別養護老人ホーム											
・小規模介護老人保健施設											
・小規模介護医療院											
・小規模ケアハウス											
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等)											
・小規模養護老人ホーム											
・都市型軽費老人ホーム											
・認知症対応型通所介護事業所											
・認知症高齢者グループホーム											
・小規模多機能型居宅介護事業所											
・看護小規模多機能型居宅介護事業所											
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所											
・介護予防拠点											
・地域包括支援センター											
・生活支援ハウス											
・緊急ショートステイ											
・施設内保育施設											

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

社会福祉連携推進法人等による高齢者施設等の防災改修等支援事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	61,600千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の非常用自家発電設備整備事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の水害対策強化事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の給水設備整備事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型）	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問看護介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等の防犯対策及び安全対策強化事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・有料老人ホーム ・通所介護事業所 ・老人福祉センター（特A型・A型・B型） ・老人福祉施設付設作業所 ・老人介護支援センター（在宅介護支援センター） ・在宅複合型施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	都道府県	1/2	1/4	1/4

別表 防災・減災等事業整備計画に基づく事業

(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・都市型軽費老人ホーム ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・小規模有料老人ホーム ・地域密着型通所介護事業所 ・認知症対応型通所介護事業所 ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 ・夜間対応型訪問介護事業所 ・介護予防拠点 ・地域包括支援センター ・生活支援ハウス ・緊急ショートステイ ・施設内保育施設	厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	1/2	1/4	1/4
高齢者施設等における換気設備の設置に係る経費支援事業						
(広域型施設等) ・特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の老人短期入所施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム（ケアハウス・A型・B型） ・有料老人ホーム	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額との合計額	施設数	都道府県	10/10	-	-
(地域密着型サービスを伴う事業所・小規模施設等) ・地域密着型特別養護老人ホーム及び併設される老人短期入所施設（利用定員に関わらない） ・上記以外の小規模老人短期入所施設 ・小規模介護老人保健施設 ・小規模介護医療院 ・小規模養護老人ホーム ・小規模ケアハウス ・都市型軽費老人ホーム ・小規模有料老人ホーム ・認知症高齢者グループホーム ・小規模多機能型居宅介護事業所 ・看護小規模多機能型居宅介護事業所 ・生活支援ハウス	施設延べ床面積（都道府県が必要と認めた面積）×4千円の範囲内で厚生労働大臣が認めた額	施設数	市町村	10/10	-	-

※小規模とは定員29名以下のことをいう。